

選定療養費の改定に関するお知らせ (紹介状なしで受診される場合の定額負担)

令和2年4月1日より厚生労働省の通知に基づき、保険医療機関相互の機能分担及び業務の更なる連携を図るため、一般病床200床以上の地域医療支援病院では、他の医療機関からの紹介状なしに受診する患者さんに対して、初診の方は5,000円以上、再診の方は2,500円以上の金額を徴収するよう定められました。当院は、地域医療支援病院に該当しており、この厚生労働省通知に従い定額負担が変更となりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

■初診時選定療養費（保険適用外）

他の医療機関（病院・診療所）等からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちでない初診の患者さんには、初診料とは別に初診時選定療養費をいただいておりますが、制度改定により下記のとおり変更させていただきます。

令和2年3月31日まで	→	令和2年4月1日から
3,050円（税込）		5,000円（税込）

※定額負担徴収の対象とならない方

- ・緊急性があり、かつ救急車で搬送された方
- ・外来受診から継続して入院された方
- ・頭痛外来、脳脊髄液漏出症のブラッドパッチなど患者個人で新患の予約をされた方
- ・原爆被爆者手帳所持者、各種公費負担受給者等で窓口負担がない方 等

■再診時選定療養費（保険適用外）

当院を受診されていた患者さんで、担当医が他の医療機関に対して文書により紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、引き続き当院を受診される患者さんに対して、外来診療料とは別にご負担いただくものです。

令和2年3月31日まで	→	令和2年4月1日から
徴収なし		2,500円（税込）

※定額負担徴収の対象とならない方

- ・原爆被爆者手帳所持者、各種公費負担受給者等で窓口負担がない方